

令和3年4月15日  
於  
府中市立教育センター

令和3年第4回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

令和3年第4回府中市教育委員会定例会議事録

1 開 会 令和3年4月15日(木)

午後2時00分

閉 会 令和3年4月15日(木)

午後3時46分

2 出席者

教育長 酒 井 泰 委員 日 野 佳 昭

委員 平 原 保 委員 新 島 香

委員 増 渕 達 夫

3 欠席者

なし

4 出席説明員

教育部長 赤 岩 直 文化スポーツ部長 関 根 滋

教育部次長兼教育総務課長 文化生涯学習課長 二 村 善 久

矢ヶ崎 幸 夫 文化生涯学習課長補佐 楠 本 順 子

教育部副参事兼指導室長 ふるさと文化財課長 江 口 桂

並 木 茂 男 ふるさと文化財課長補佐 桐 生 光 章

教育総務課長補佐 矢 島 彩 子 市史編さん担当主幹 英 太 郎

学校施設課長 町 井 香 スポーツ振興課長 市ノ川 恵 一

学校施設課長補佐 遠 藤 勝 久 スポーツ振興課長補佐 塚 本 淳

学務保健課長 佐 伯 富 丈 図書館長 平 野 妙 子

給食センター副所長 大 木 忠 厚 図書館長補佐 田 口 宏 治

指導室主幹 目 黒 昌 大 美術館副館長 相 馬 修 央

統括指導主事 菅 原 尚 志 美術館副館長補佐 鎌 田 享

統括指導主事 酒 井 章

指導主事 國 廣 淨 和

指導主事 蓮 沼 喜 春

指導主事 林 由佳子

5 教育委員会事務局出席者

教育総務課係長 元 田 佳奈子

教育総務課主任 徳 永 昭 子

教育総務課事務職員 森 菜 摘

## 議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第18号議案

令和3年度府中市立学校給食センター産業医の委嘱について

第19号議案

令和3年度府中市立学校産業医の委嘱について

第20号議案

府中市生涯学習審議会諮問事項等について

第21号議案

府中市立朝日体育館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

第22号議案

令和4年度使用教科用図書採択に関する方針について

第4 請 願

請願第1号

教科書採択についての請願

第5 報告・連絡

(1) 寄附の採納について

(2) 令和3年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況等について

(3) 令和3年度児童・生徒数報告集計表について

(4) 令和3年度府中市立学校（園）教育課程届出の概要について

(5) いじめの重大事態に関する報告について

(6) 府中市生涯学習審議会答申について

(7) 図書館ホームページ（こどものページ）の活用について

(8) 府中市美術館美術鑑賞教室の実施について

第6 その他

第7 教育長報告

第8 教育委員報告

午後2時00分開会

○教育長（酒井 泰君） ただいまより、令和3年第4回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、教育長のほか日野委員にお願いいたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。本日は追加議案1件を含め、議案が5件ございます。

◇

◎傍聴許可

○教育長（酒井 泰君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） それでは、許可をいたします。

本日の報告・連絡の（5）は、個人情報に係る案件ですので、非公開扱いとし、議事進行の都合上、議事日程の最後に報告・連絡することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） それでは、日程第8、教育委員報告の後、定例会を中断し、非公開会議で定例会を再開して、本件を報告・連絡いたします。

傍聴の方に申しあげます。本日の報告・連絡の資料5につきましては、個人情報が記載されているため、配布しておりませんので、ご承知おきください。

◇

◎第18号議案 令和3年度府中市立学校給食センター産業医の委嘱について

○教育長（酒井 泰君） 日程第3、第18号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いします。

○給食センター副所長（大木忠厚君） それでは、ただいま議題となりました第18号議案「令和3年度府中市立学校給食センター産業医の委嘱について」、ご説明いたします。恐れ入りますが、議案書の裏面をご覧ください。

産業医につきましては、労働安全衛生法第13条及び同施行令に基づき、一定規模の事業場ごとに選任し、労働者の健康管理を行わせなければならないとされており、学校給食センターはこの一定規模の事業場となります。

産業医の選任に当たりましては、府中市医師会より推薦をいただいた医師を新たに教育委員会が委嘱するものでございます。任期は今年度末までで、給食センター職員の健康管理等を適切に実施してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（平原 保君） 産業医が事業場の労働者の安全と健康を確保するとありますが、安全と健康を配慮する職員の範疇について、給食センターで働く栄養士さん、調理師さんのほかにも配送する運転手さん、学校には配膳員さんもいらっしゃいます。その範疇について教えてください。

○給食センター副所長（大木忠厚君） 産業医に関する職員の範疇でございますが、職員の範疇は市の職員と考えており、事務、栄養士、調理師等正規職員、再任用職員等の市の職員を想定しており、配送や学校の配膳員につきましては委託業者の職員となりますので、そちらは今回の範疇外で、それぞれの会社で対応していただくものと考えております。

○委員（平原 保君） ありがとうございます。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございませんでしょうか。

○委員（新島 香君） こちらの産業医の先生は今年度末までご担当いただくということですが、定期的に給食センターを訪れて職員の皆さんの面談などをされるのでしょうか。

○給食センター副所長（大木忠厚君） 産業医につきましては、月1回給食センターに来ていただきまして、職員の健康相談等に当たっていただくこととなっております。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問ございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第18号議案「令和3年度府中市立学校給食センター産業医の委嘱について」、決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第19号議案 令和3年度府中市立学校産業医の委嘱について

○教育長（酒井 泰君） 第19号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いいたします。

○指導室主幹（目黒昌大君） ただいま議題となりました第19号議案「令和3年度府中市立学校産業医の委嘱について」、ご説明申しあげます。恐れ入りますが、議案書の裏面をご覧ください。

府中市立学校産業医は、労働安全衛生法第13条及び同施行令に基づき、府中市立学校教職員の健康管理等を行うため、新たに教育委員会が委嘱するものでございます。

任期は今年度末までで、府中市立学校教職員の健康管理等の適切な実施を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（平原 保君） 先ほどと同じ質問になるのですが、学校職員の中には県費負担教職員ですとか、市の事務の方や用務員の方がいらっしゃいます。この対象となる範疇について教えてください。

○指導室主幹（目黒昌大君） 市立学校に関しましては、給食センターとは少し事情が異なる

っております、県費負担教員であっても、その他の支援員等であっても、府中市教育委員会に任用されている職員という立場に変わりはありませんので、学校で勤務する全ての職員が対象となると考えております。

○委員（平原 保君） ありがとうございます。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございますか。

○委員（新島 香君） こちらの産業医の先生等も年度末までということですが、1年間かけて全校を回って巡回していただくような形で診ていただけるのでしょうか。

○指導室主幹（目黒昌大君） 産業医の職務として、法律上、事業場の巡回というものがあるんですけども、今年度、長時間労働が常態化している教員が一定数おりますので、面接指導を重点的に行ってまいりたいと考えております。面接指導はこの教育センターまたは所属校に直接出向いていただき、時間があれば巡回もしていただくというような形になりますけれども、いろいろな学校から教員の面談をしていただくというようなことを考えますと、教育センターでの実施が多くなるのではないかと考えているところでございます。

○委員（新島 香君） それは月に1回とか2回とか、そういう定期的開催をして行うということでしょうか。

○指導室主幹（目黒昌大君） 毎月1回定期的に行ってまいりたいと考えております。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございますか。

○委員（増淵達夫君） 長時間労働によって産業医の面接対象になる教員の数というのはどのぐらいになるのでしょうか、具体的な、もしくは実数、もしくは想定を教えてください。

○指導室主幹（目黒昌大君） 月ごとに時間外労働時間が多くなっている職員の数というのは変動するんですけども、平均しますと毎月大体33校で60人の教員が、時間外労働が80時間を超えているという実態がございまして、この平均的に80時間を超えている職員を中心に面接指導を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございますでしょうか。

それでは、ご意見はございませんか。

○委員（平原 保君） ただいまの18号・19号議案に関して、産業医の委嘱について異議はありません。ただ、産業医に関して、法的根拠となっている労働安全衛生法の趣旨や目的から、職場における労働者、職員の健康安全の確保と快適な職場環境の促進ということが大切だと思います。年度当初において、この議案を取り上げる中で再認識する大切さを私は感じました。

また、コロナ禍において、学校及び給食センターの職員の皆さんには、心身の大きな負荷が懸念されています。そこで、産業医として専門的な見地から職員の健康管理、それから快適な職場の促進等のご助言をいただきたいと考えております。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第19号議案「令和3年度府中市立学校産業医の委嘱について」、決定することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

◇

◎第20号議案 府中市生涯学習審議会諮問事項等について

○教育長（酒井 泰君） 第20号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いいたします。

○文化生涯学習課長補佐（楠本順子君） ただいま議題となりました第20号議案「府中市生涯学習審議会諮問事項等について」、お手元の資料に基づきご説明いたします。

本議案は、令和3年度から令和4年度の2か年における府中市生涯学習審議会への諮問事項と、その答申期限についてお諮りするものでございます。

裏面をご覧ください。初めに、1の諮問事項でございますが、「学び返し」を進めるための地域人材の活用についてでございます。この諮問事項につきましては、後ほど議事日程第5の報告・連絡において報告させていただく第9期府中市生涯学習審議会答申で、学びを通じて得た知識を学びの場で育まれるつながりを生かし、地域の多様な課題解決に向け協働していくことを目指す、「学び返し」の新たな展開についての提言に基づき、地域における学び返しを進めるために、その方向性についてより深い審議をすることを目的としているものでございます。

次に、2の答申期限でございますが、令和5年3月31日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

それでは、ご意見はございますか。

○委員（新島 香君） この「学び返し」という言葉は、府中市独自のものかなと思います。私自身、生涯学習審議会の委員になっていた時期もありますけれども、とてもいい流れ、いいことだと思いますので、この「学び返し」という言葉を府中市全域で皆さんが分かるように、もう少しいろいろな場で使っていただけたらいいのかなと思います。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第20号議案「府中市生涯学習審議会諮問事項等について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。

◇

◎第21号議案 府中市立朝日体育館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

○教育長（酒井 泰君） 第21号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長補佐（塚本 淳君） ただいま議題となりました第21号議案「府中市立朝日体育館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則」につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

初めに、本規則の趣旨でございますが、令和4年3月31日をもって市立朝日体育館を廃

止する規定を定めた府中市立体育館条例の一部を改正する条例が、令和3年第1回市議会定例会において可決されたことに伴い、当該条例の関係規則を整理するものでございまして、府中市教育委員会が管理する公共施設予約システムの利用に関する規則及び府中市立体育館条例施行規則の2つの規則を改正するものでございます。

議案書の1ページから3ページをご覧ください。次に、改正内容でございますが、対象規則に記載がある朝日体育館の文言を削除するほか、様式の文言整理を含め所要の改正を行うものでございます。

議案書の4ページをご覧ください。最後に付則でございますが、この規則は、令和4年4月1日から施行するものとし、改正後の経過措置として現存する府中市立体育館条例施行規則第1号及び第2号様式を所要の修正を加え、使用することができることとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。

ご意見ございますか。

それでは、お諮りいたします。第21号議案「府中市立朝日体育館の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第22号議案 令和4年度使用教科用図書採択に関する方針について

○教育長（酒井 泰君） 第22号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いいたします。

○統括指導主事（菅原尚志君） ただいま議題となりました第22号議案「令和4年度使用教科用図書採択に関する方針について」、資料に基づきご説明いたします。議案書裏面をご覧ください。

初めに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに文部科学省からの令和4年度使用教科書の採択に関する通知に基づき、教科書採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものでございます。採択の基本方針につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、小学校につきましては、平成31年度に採択し、令和2年度から使用している小学校用教科書と同一の教科書を採択することとし、中学校につきましては、令和2年度に採択し、令和3年度から使用している中学校用教科書と同一の教科書を採択するものといたします。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度の文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなったことから、当該種目の教科書について無償措置法施行規則第6条第3号による採択替えを行うか否か判断するものとしております。



次に、特別支援学級用教科書でございますが、小学校及び中学校の学習指導要領に基づいた教育課程を編成している場合は、小学校用教科書及び中学校用教科書として採択されたものを使用することを原則とし、学校教育法附則第9条第1項により、特別支援学級用一般図書につきましては、前年と異なる図書を採択できることとしてございます。採択につきましては、教育委員会が法律に基づき行い、対象となる教科書及び一般図書について調査研究を十分に行い、その調査研究を生かした公正かつ適正な採択を実施するものいたします。

採択に必要な資料を得るために、小中学校校長等で構成する教科用図書選定資料作成委員会、中学校教科用図書調査研究委員会、小中学校の特別支援学級教科用図書調査研究委員会を設置いたします。なお、小学校用教科書につきましては、特段の必要性がある場合には、その種目に関わる調査研究委員会を設置することも記載しております。

最後に、日程でございますが、5月に第1回目の選定資料作成委員会を開催する予定とし、6月から7月にかけて各調査研究会における調査研究、協議及び選定資料の作成を行います。そして、8月の定例教育委員会におきまして採択をしていただく予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（増淵達夫君） 確認ですけれども、中学校については、昨年採択をして今年度から使用することになっているわけですが、令和2年に新たに検定を通った教科書もあるので、その教科書について調査研究を行って、来年度に向けて採択をするかどうかについて改めて判断をする、そういった理解でよろしいでしょうか。

その場合に、もしも新たな採択となった場合の使用期間というのは残りの3年という理解でよろしいでしょうか。

○統括指導主事（菅原尚志君） 今、増淵委員からございましたように、採択替えを行うか否かは教育委員会で決定することとなります。それに当たっては、調査研究の結果をもってご判断いただくこととなります。

また、採択替えがあった場合には、令和4年度からの残りの3年間がその期間となります。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問ございますでしょうか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。第22号議案「令和4年度使用教科用図書採択に関する方針について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎請願第1号 教科書採択についての請願

○教育長（酒井 泰君） それでは、日程第4、請願第1号の審議に入ります。

審議の前に傍聴の方に申しあげます。請願に関する資料の個人情報記されている部分については、削除して配布しております。

請願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 請願人は口頭意見陳述の場を設けるよう要望されておりますが、いかがいたしますか。

○委員（日野佳昭君） 請願の内容につきましては、原本を事前に拝読してきました。請願項目は端的に、また、それを補足する請願理由については、具体的に意見を述べられており、本請願の主訴は十分に理解できました。審議に当たり、改めて補足での説明はいただかなくてもよいかと考えました。以上です。

○教育長（酒井 泰君） それでは、直ちに審議に入ります。何かご質問はございますか。

○委員（平原 保君） 今回の請願理由の一つとして、「定例教育委員会の配布資料に、『〇〇年度から使用される教科書』と予め決められた教科書が掲載され」とあります。これは議案書のことを指しているのだと思いますが、議案書に議案として提案し、議論すべき案の内容が掲載されないで提出されるということはあるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○教育総務課長補佐（矢島彩子君） 平成27年の教科書採択議案までは、発行者の欄を空欄とした議案を提出していた経緯がございます。

一方で、このような議案提出方法は教科書採択に限って行われていたことから、当時の教育委員の間でも、「教科書の採択の議案だけを特別な扱いにするのではなく、他の議案との整合性に課題があるため、整理、改善が必要である」と認識が共有されて、発行者を記載した議案を提出する現在の形式になったものと認識しております。

○委員（平原 保君） ありがとうございます。そこで、もう1点、よろしいでしょうか。請願理由にある、臨時会を非公開で行っていることについて、教育委員会会議規則の第9条に反しているとのことですが、当時、この点は事務局としてどのように整理されていたのでしょうか。

○教育総務課長補佐（矢島彩子君） 教育委員会会議規則第9条の人事に関する事件に関しては、一つの例示として掲げられているものと認識しております。

なお、非公開とすることができる案件といたしましては、個人情報保護や、委員相互の率直な意見を行い、公正中立な判断ができるよう静ひつな環境を確保する必要がある場合などが挙げられ、公開とすることが適当でない認められる場合等が挙げられるものと認識しております。

○委員（平原 保君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問はございますでしょうか。

それでは、ご意見ございますでしょうか。

○委員（増淵達夫君） 私は今まで、円滑に教科書採択業務ができるようにするための事務局としての経験はありますが、委員としての経験は今回初めてでした。率直な感想ですけれども、どの教科書も創意工夫が見られると同時に、教科書を決定することの責任の重さ、こういったことを思うと、委員として、教科書を様々な観点から見直しました。そして、最後まで迷って本当に悩みました。

教育委員会の公開制の原則の持つ意味を考えると、この臨時会も公開にすべきという考えは理解できます。しかし、同時に教育委員として責任を持って判断するためには、委員同士

の忌憚のない意見交換の場が確保され、熟慮する時間が与えられること、そして臨時会のと  
きとは異なる判断も許容される環境、こういったことが大切ではないかなということを実感  
しています。臨時会是非公開とはいえ、その議事録は採択後に公開されますので、「透明性  
が確保されず、教育委員会の信頼を著しく損なう」とまでは言えないのではないかと思いま  
す。

請願者は、多摩地区の他の地域ではこのような方法は取っていないとのことですが、  
地区によって様々な方法があると思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣  
旨を踏まえ、教育委員会としての責任を果たすことができるよう、今後とも適正な教科書採  
択に取り組んでいく必要があると考えています。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご意見ございますでしょうか。

○委員（新島 香君） 教科書採択については、傍聴の方も多く、市民の方々の関心も高  
いものと認識しております。その中で臨時会での協議内容は、後で会議録を教育委員会の  
ホームページなどで公開していますし、公開の定例会においても、事務局が臨時会の協議内  
容を説明し、各委員が反対意見を含めて、それぞれの考えを述べていることから、私は、透  
明性は確保されているのではないかと考えています。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご意見ございますでしょうか。

採択のご意見はございますか。

ご意見がないようですので、不採択としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（酒井 泰君） それでは、請願第1号「教科書採択についての請願」は、不採択  
といたします。



#### ◎寄附の採納について

##### ◎令和3年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況等について

○教育長（酒井 泰君） それでは、日程第5、報告・連絡ですが、報告・連絡（1）及び  
（2）を一括して教育総務課、お願いします。

○教育総務課長補佐（矢島彩子君） それでは、資料1の「寄附の採納について」をご報告  
いたします。

今回は1件でございまして、学校教育の振興に供するために寄附されたものでございます。

寄附の採納先は府中第十中学校でございます。寄附品は司会台（校章・キャスターつき）  
1台、16万3,300円、歌詞額1台、11万円。寄附者は府中市立府中第十中学校40周  
年記念事業実行委員会様、受領日は令和3年3月23日でございます。

なお、府中市教育委員会表彰規程第9条の規定によりまして、委員会が適当と認めたとき  
は感謝状を贈呈できることとなっており、取扱い上10万円相当額以上の寄附を対象として  
おりますが、寄附者が感謝状受領について辞退のご意向を示しておりますので、贈呈しない  
ことといたします。

続きまして、資料2の「令和3年度の府中市給付奨学生及び貸付奨学生の認定状況等につ  
いて」、ご説明いたします。

府中市奨学資金給付制度及び奨学資金貸付制度につきましては、教育の機会均等を図るため、経済的な理由などにより修学が困難な方に修学上必要な資金を給付する、あるいは貸付けをするものでございます。

今年度の認定状況につきまして、1の申込状況及び審査結果でございますが、(1)の給付奨学生については、72人の新規申込者がありました。令和3年3月29日、教育長、教育委員、教育部長、教育総務課長、2人の市立中学校長で構成された奨学生選考審査会にて、居住要件や在学要件のほか学力及び人物が良好であること、また保護者の所得が平均額以下であることが確認できた者のうち、予算の範囲内で優先度の高い64人の採用を決定いたしました。

次に、(2)の貸付奨学生については、16人の新規申込者がありました。このうち要件を満たす14人全員を採用しても予算の範囲内という状況にありましたが、うち2人が給付奨学生の決定を受けたため、これらの者を除いた12人の採用を決定いたしました。

2の認定状況ですが、(1)の給付奨学生のうち、新規者は、今回の募集で新たに選考決定された方で、予算額及び決定人数、学校種別の内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。次の新規者のうち新1年生入学準備金は、新規者のうちの新1年生でこの方々は入学準備金も対象となりますので、その決定状況を記載しております。継続者は、前年度から継続している方で予算額及び決定人数、学校種別の内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。また、給付人数の合計は163人となっております。

資料をおめくりいただき、次に(2)の貸付奨学生でございますが、新規者及び継続者の合計は45人となっております。なお、奨学資金の財源ですが、おおむね給付奨学金は一般財源、貸付奨学金は償還金で運営しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長(酒井 泰君) 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員(新島 香君) 給付奨学生のほうで72人の新規の申込者があつたうち、超過制限5人を除いて結果64人だったということですがけれども、給付対象にならなかったお二人は貸付奨学生のほうに決定されてたりとかはするんでしょうか、教えてください。

○教育総務課長補佐(矢島彩子君) 今回応募者の中に貸付奨学生と併願で給付奨学金の申込みをされた方は3名いらっしゃいまして、そのうち2名が給付奨学生に決定しておりますので、1名が貸付奨学生に決定しております。

失礼いたしました。併願されていない方というのは、給付奨学金のみ申込みをされている方になりますので、今回は該当されなかったということになります。

○委員(新島 香君) 給付も受けられず、貸付けも受けていないという理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

○教育長(酒井 泰君) ほかにご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告・連絡の(1)及び(2)について了承いたします。



◎令和3年度児童・生徒数報告集計表について

○教育長(酒井 泰君) 報告・連絡の(3)を学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長（佐伯富丈君） 資料3の「令和3年度児童・生徒数報告集計表」をご覧ください。

令和3年度の4月7日付の児童・生徒数につきましては、記載のとおりでございます。小学校の児童数の合計は、昨年度から2人減りまして1万3,516人、学級数は通常学級が昨年度から2学級減の412学級、特別支援学級と通級学級で増減なしの28学級、合計で440学級でございます。

中学校の生徒数の合計は、昨年度から172人増えまして5,938人、学級数は通常学級が5学級増えまして165学級、特別支援学級が増減なしの14学級となっております。合計で179学級でございます。

幼稚園は、昨年度末で小柳幼稚園が閉園したため、今年度よりみどり幼稚園の1園のみとなりました。園児数は40人で、昨年と比較して8人減となっております。

報告は以上でございます。

○教育長（酒井 泰君） 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（増淵達夫君） 単純な記載ミスだと思うのですが、括弧書きが特別支援学級児童・生徒数、内数とありますが、括弧のない例えば南町小学校の1年生の男の子3、これも括弧ということよろしいですか。

○学務保健課長（佐伯富丈君） (3)の間違いでございます。大変失礼いたしました。

○委員（増淵達夫君） 何か所か見つかりましたので、お願いします。

○教育長（酒井 泰君） 訂正方よろしく願いいたします。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（新島 香君） 中学校でプラス172名ということですがけれども、著しく増えた中学校はどこかありますか、平均的に増えたのか、どこかの限られた学校が増えたのか、分かるようでしたら教えてください。

○学務保健課長（佐伯富丈君） 中学校の今年度1年生、2年生、3年生、全て1,900人台になっているんですけれども、今年の3月に卒業しました3年生がこの年代だけ1,822人と通常よりも100人以上少ない状況だったため、その3年生が卒業して今回入学した1年生が1,989人と、その差が170名ぐらい出ているところが要因と考えております。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございます。

それでは、報告・連絡の(3)について了承いたします。



◎令和3年度府中市立学校（園）教育課程届出の概要について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の(4)を指導室、お願いいたします。

○指導主事（國廣浄和君） それでは、令和3年度幼・小・中教育課程の受理状況について、お手元の資料4に基づきご報告いたします。本資料は、令和3年度教育課程届出より、各学校（園）の教育目標、教育の特色に関する内容を抜粋したものとなります。

まず、教育目標についてですが、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神、人間尊重の精神に基づき、目指す児童・生徒像を設定している学校や、人権尊重の理念に基づき目指す児童・生徒像を設定している学校があります。確かな学力、豊かな心、健やかな

体の知・徳・体をバランスよく育むものとなっており、それに対応する形で目指す資質・能力を設定しています。

次に、小・中連携、一貫教育、幼・小連携についてです。小・中連携、一貫教育の取組については、本格的な実施から7年を経過し、各中学校区から主体的に考え取り組んでいるところです。各中学校区における目指す子供像と、一定区域からの共有につながり、義務教育9年間の指導の系統性と継続性を持たせた学びと育ちの充実を図るための内容が教育課程に反映されています。また、中学校区で共通して取り組む指導・連携の内容について、教育課程上に全ての学校が位置づけております。また、学習指導要領に挙げられている主体的・対話的で深い学びの充実、カリキュラムの接続に系統性・反復性を持たせて取り組む学校が増えてきています。幼稚園においては、園児と小学生との直接交流や教員同士の交流など、計画的な取組を基に小学校教育への円滑な接続を図っています。

次に、コミュニティ・スクールに関わる家庭と地域との連携協力についてです。各学校ではコミュニティ・スクールについても、地域防災の推進や学校支援事業の実施など、多彩な活動が学校の主体性の基に実施され、地域ぐるみの教育をより一層推進し、地域と学校とが双方向で活性化を図っていることがうかがえます。地域防災、地域安全マップの作成、学習指導やボランティア活動等を家庭・地域と連携して実施したり、地域行事に子供たちが積極的に参加したりするなど、スクール・コミュニティ協議会や地域コーディネーターと連携しながら、地域とともにある学校づくり、地域の一員として学校の在り方、自己の生活を地域の一員として考えることができる子供の育成を推進しています。また、保護者や地域住民と学校が連携し、各小中学校で教育を語る会、地域懇談会については、各校単独で実施する学校や中学校区共催で実施するなど、各地区で様々な形態により実施されます。

次に、学びの芽生え、学力向上についてです。園では、周囲の環境や人、物などとの関わりを通して生きる力の基礎を育むことを主眼にし、小中学校では、国や都の学力調査や定期考査等の結果分析を基に授業改善推進プランを策定し、これに基づいて授業改善を図っていくこと、読み・書き・計算等の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と授業のユニバーサルデザイン化を一層推進していくことなどが示されています。

また、教科横断的な学習の充実、主体的・対話的で深い学びの充実等のために、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく改善などを通して、カリキュラム・マネジメントの推進を図っています。各校の実態を踏まえ、特色ある取組を行いながら思考力、判断力、表現力を高めるための工夫を各教科等で指導の重点に位置づけております。

次に、健全育成についてです。各学校（園）では、挨拶運動、ボランティア活動、縦割り班活動、部活動等の様々な人と関わる中で、人間関係を構築する力を育むことを狙いとしています。また、生命尊重の心や自尊感情、自己肯定感の醸成のために、各校において人権教育や道徳教育の充実を図っております。小中学校ともに特別教科道徳の全体計画、年間指導計画を策定するとともに、学校の教育活動全体を通して道徳教育を進めていく上で必要となる計画、別葉を策定し、自校の道徳教育の特色や重点を教育活動全体でどのように実践していくか、計画、実施しています。

いじめ問題につきましては、どの学校にも、どの学級にも、どの幼児・児童・生徒にも起

こり得るものであるという基本認識に立ち、心の教育の充実を図るとともに、いじめは人間として絶対に許されないという認識を徹底させる授業を行っております。

最後に、体力向上と健康の保持増進についてです。園・小・中学校いずれもが体力向上や望ましい生活習慣の確立を図るための取組をしております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から規模を縮小するなどの対応もありましたが、小中学校ともに体育科等の授業改善に一層努めており、運動の日常化を図る取組を推進し、体力の向上を目指しております。また、食物アレルギーに関する知識を深め、正しく理解する指導を進めております。令和3年度の教育課程では、社会に開かれた教育課程としての地域社会との連携や、協働、主体的・対話的で深い学びについて触れている学校が多くありました。

今後、指導室としましては、各学校の教育活動や学習・生活指導が一層充実するよう、教育課程の進行管理を行うとともに、学校訪問や研修会等の運営を通して支援してまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（増淵達夫君） 詳細な資料ありがとうございます。今年から中学校は新しい学習指導要領が始まります。コンテンツ・ベースからコンピテンシー・ベースというふうに言われていて、育成すべき資質・能力は何かということを確認していくというのが、今回の改訂の大きな柱だと思います。

そうすると、この教育目標あたりはかなり見直しが行われているのではないかと思います。ざっと見るとよく分からないんですが、今ご説明いただいた中で、例えばこんなところが新しい指導要領になって変わったんですという、何か特徴的なところがあったら教えていただくと分かりやすいのですが、いかがでしょうか。

○統括指導主事（菅原尚志君） 教育目標については、これまでと変わらない面というよりも、新学習指導要領の全面実施に伴って、本校の特色のところでの学力向上の点が特に中学校では大きく変わっているというふうに認識をしております。内容につきましては、基礎・基本の定着だけではなく、主体的・対話的な学びの充実であることや、今年度各学校に一人1台タブレット端末が導入されていることから、ICT機器の活用であるとか、GIGAスクール構想について、多くの中学校で学力向上と結びつけている状況がございます。

○委員（増淵達夫君） この教育課程をどのように実行していくのか、その辺りをやりながら進行管理が問われると思います。多分いろいろな課題も出てくると思いますので、その課題はとか、その辺りをぜひ丁寧にお願いできればいいなと思っています。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

○委員（平原 保君） 非常に丁寧な資料を見させていただきまして、全校における具体的な取組が捉えられるようになりました。ありがとうございます。

その中で、昨年コロナ禍で年度当初臨時休校がありまして、その臨時休校に対応して授業時数をいかに確保するか、それから奪われた内容をいかにこなしていくかという、量的な面への配慮がすごく大変だったと思います。でも、その量的な確保と同時に、もう一つ昨年のことを顧みて、質的な保証ということも大事だなと感じています。

それは、「主体的で対話的な学び」といいますが、対話的な学びのところには協働的な学

習があるのですが、コロナにおいて随分そこが制限された部分、または制約があった部分があると思います。昨年の学習形式、感染症対策に応じた学習を進めてきたわけですが、そういったことによる子供たちへの影響というの、これまでにしているかもしれないし、これから出てくるかもしれません。感染症対策はこれからも続くわけですが、量的な確保とともに学力の質的な保証ということ、両面からやっていく必要があるかなと感じています。抽象的な言葉で、具体的なことを今提案できていませんが、各学校においてやはり量と質という観点を常に持ちながら学習を進めていくということが大事だと思います。

新学習指導要領に基づいてその趣旨を生かすために、また、主体的・対話的で深い学びの実現のためには、このコロナ禍にあってどう進めるか、私自身も課題意識を持っておりませんが、各学校において実態に応じた対応が必要なのかなということを考えています。以上、意見です。

○教育長（酒井 泰君） ご意見ということで承ります。ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

報告・連絡（4）について了承いたします。



◎府中市生涯学習審議会答申について

○教育長（酒井 泰君） 続いて、報告・連絡（6）を文化生涯学習課、お願いいたします。

○文化生涯学習課長補佐（楠本順子君） それでは、文化生涯学習課より、お手元の教育委員会定例会資料6「府中市生涯学習審議会答申について」、ご報告いたします。

初めに、1の趣旨でございますが、教育委員会から平成31年4月に諮問を受けたことについて、令和3年3月29日に答申が提出されたものでございます。

次に、2の諮問の内容でございますが、第3次府中市生涯学習推進計画の具体化に向けてについてございまして、計画の重点施策を実施する上での課題を分析し、その対応について審議したものでございます。

次に、3の内容でございますが、諮問を受け審議会において2年間審議を行い、別添資料のとおり答申を作成しております。

定例会資料6の3、（1）はじめにから裏面の（5）おわりにまで記載しております当該項目につきまして、別添の答申本文に基づきまして、順を追ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の「新たな「学び返し」の展開を目指して 第9期答申」をご覧ください。1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。「はじめに」として、答申の趣旨を説明してございます。

次に、2ページから3ページは、第3次府中市生涯学習推進計画、基本施策1「誰もが学べる環境づくり」の重点施策「新たな参加を促すための学習環境づくり」について、3点の提言を記載してございます。

2ページ中段をご覧ください。1点目は、「学びの場」の持続的見直しとして、生涯学習の拠点である生涯学習センターにおいて、計画的な講座やサービスの強化、見直しを通じて学習環境の整備、維持と良質な生涯学習の喚起を求めることを提案しています。

3ページに移りまして、2点目は、さらなる「共助」の推進のため、コミュニティスキル



の向上を図る講座の実施として、市民のコミュニティスキル（合意形成技能等）の向上を図るための現在実施されている活動の利用や、新たな講座の開設等について触れております。

3点目は、社会の変化に対応した生涯学習の手法の検討で、会場に集まったの対面型に限らず、デジタル技術も活用して、これまで参加しにくかった人たちが参加できる生涯学習の手法を検討していくことの必要性について触れております。

次に、4ページから5ページ、生涯学習推進計画、基本施策2の「誰もが活躍できる環境づくり」の重点施策「生涯学習と地域還元をつなげる事業の実施」について、3点の提言がされております。

4ページ中段をご覧ください。1点目は、「学び返し」の新たな展開の必要性として、少子高齢化や地域コミュニティの弱体化等によって様々な課題が生じている中で、学び返しの個人個人の暮らしや人生を豊かにするだけではなく、地域に住む多様な市民が学び合いを通じて、新しい考え方ややり方を発見し、課題解決に向けて協働していくという新しい展開への必要性について触れております。

5ページに移りまして、2点目は、「学び返し」の新たな展開を進めるため実行委員会等の設置として、多様な市民による実行委員会等の設置及びその役割について提言しております。

3点目は、文化センターの「場」としての活用として、地域の住民が気軽に立ち寄り、対話し、地域の困り事の解決につながる開かれた場を設けることの必要性について触れてございます。

次に、6ページから7ページは、生涯学習推進計画、基本施策3「生涯学習を支える基盤の整備」の重点施策「生涯学習の広報の強化」について、2点の提言がされてございます。

6ページ上段をご覧ください。1点目は、広報活動の多様化の推進として、様々な媒体を活用し、情報共有を推進することについて提言しています。

2点目は、具体的な広報活動の実施として、動画配信サービスやSNSを積極的に活用し、生涯学習センターで実施している講座の紹介動画を関係各所と連携して制作し、そうした活動を「学び返し」活動の一つとし、さらに推進していくことを提言しております。

8ページをお開きください。「おわりに」として、答申の意図をお伝えし、全体のまとめとしてございます。

次のページをご覧ください。参考資料1として、2面にわたり生涯学習審議会委員の名簿を記載してございます。1枚おめくりいただき、参考資料2では、審議会の審議経過を掲載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（酒井 泰君） 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（増淵達夫君） 府中の生涯学習センターですとか、文化センターですとか、府中が誇るべきものだなと思っていて、この生涯学習をさらに充実させるにはどうしたらいいかというのは、とても大きなテーマだと思っています。

特に6ページのところでですね、アナログメディアにデジタルメディアを加えた、このデジタル化のところは、かなりこれから進めていく必要があるんじゃないかなと思います。1の

ところの終わりのほうですかね、例えば「デジタル知識や操作技能の講座を設けて」とありますけれども、特に高齢者のデジタル・ディバイドの問題などもありますので、学校にタブレットが配置されて、子供たちが全員持っているということが実現できましたので、それが学校だけ、子供たちだけではなくて、社会全体に広がるような何らかの仕組みができて、高齢の方が子供たちと一緒にとか、デジタル化をもっと活用できるような取組ができるといいなということを思いながら、読ませていただきましたので、ぜひ、何か検討いただけるとありがたいなと思いました。意見です。

○教育長（酒井 泰君） ご意見として承ります。ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告・連絡の（6）について了承いたします。



◎図書館ホームページ（こどものページ）の活用について

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、報告・連絡の（7）を図書館、お願いいたします。

○図書館長補佐（田口宏治君） それでは、図書館より「図書館ホームページ（こどものページ）の活用について」、資料7に基づきご報告いたします。

府中市G I G Aスクール構想に基づく市立小中学校へのタブレット配置に伴い、図書館ホームページの「こどものページ」に新たな項目を追加しましたので、報告するものです。

1の「こどものページ」へのアクセス方法につきましては、①のタブレットのC h r o m e b o o k を起動し、ブラウザを開き、②のブックマークより「ふちゅうしりつとしょかん」を押していただくことで、③のこどものページにアクセスすることができます。なお、資料には記載しておりませんが、こどものページ右下の「りんごの棚」の下に実画面では「おとなのページ」のアイコンがあり、そこから図書館のトップページにアクセスすることができますので、小学校高学年や中学生につきましてはこちらも併せてご利用いただけます。

続きまして、③のこどものページに新たに追加した項目としまして、2点ございます。裏面をご覧ください。1点目は、2の（1）「本などをさがす」のページの探し方のページです。アの「としょかんのホームページでさがす」とイの「としょかんについてさがす」について、説明のページを設けました。

2点目は、（2）の「本のリスト」に、自分で読んだ本の感想や面白さを入力することができる読書記録を追加しており、小学生向け「とっておきの本100さつ」と、中学生向け「とっておきの本30冊」のリストをエクセルの表にしております。表の右から2つ目の「おもしろさ」の欄は星の数を1つから3つまで選択でき、星の数によってセルの色が変わり、その隣の感想の欄には子供たちが感想を自由に記入できるようにしております。このほかに自分で選んだ本の読書記録ができるフリータイプの表も併せてアップしております。これらの読書記録につきましては、ホームページ上で入力しても保存ができないため、それぞれのタブレット画面にダウンロードしてからご利用いただくこととしております。

なお、本日も説明いたしましたこどものページにつきましては、4月下旬から運用の予定となっております。説明は以上でございます。

○教育長（酒井 泰君） 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（平原 保君） この資料を事前に頂きましたので、私も改めて図書館のホームページにアクセスしてみました。そうしましたら本のリストは、親御さんでどの本を子供に与えたらいいだろうというときの非常にいいヒントになるなと思いました。これからタブレット端末を子供が使えるようになったときに、親子で一緒にこれを見るということはずごく望ましいのかなと思いました。ですから、ぜひ保護者の方にも図書館のホームページを啓発し、身近に使えるようなものにしていくと効果も広がっていくのではと思いました。

また、先ほど生涯学習についての理念が示されていましたが、こういった本のリストを見たり、本を探したりするのは、生涯学習の基礎の基礎になっていく大事な資質だと思います。学校教育に限らず、生涯学習という視点からもこどものページを有効活用できるのかなと感じています。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告・連絡の（7）について了承いたします。



◎府中市美術館美術鑑賞教室の実施について

○教育長（酒井 泰君） 続いて、報告・連絡の（8）を美術館、お願いいたします。

○美術館副館長補佐（鎌田 享君） それでは、美術館より「令和3年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について」、お手元の資料8に基づきご説明します。なお、本文のほかに令和3年度府中市美術館年間スケジュールと「美術鑑賞のてびき」（小学校版及び中学校版）をお配りしております。

初めに、1、本事業の目的ですが、府中市美術館の展示作品の鑑賞を通して、美術に対する関心を高め、豊かな情操を養うとともに、自らが主体的に意欲や興味を持って鑑賞する態度を育てることとしております。

2、主催は、府中市教育委員会を始め記載のとおりです。

3、対象は、（1）小学校は各学年各学校が決定する、第4、第5、第6学年のいずれかの学年の全児童、（2）中学校は、第1学年の全生徒。

4、日程は、（1）小学校では、令和3年度実施予定のとおりです。（2）中学校は、5月1日から翌年2月末日までの間で各学校が設定する期間中の1回です。

5、会場は、府中市美術館となります。

6、鑑賞方法ですが、（1）小学校では、当該学年の学級担任や図画工作専任教諭などが引率し、近隣校は徒歩で、そのほかの学校は美術館借上げのバスにて美術館に訪問していただきます。美術館では、学芸員による説明を含め、作品の鑑賞を行っていただきます。本事業は、2単位時間の図画工作の授業時数として扱っております。（2）中学校では、原則として、夏季休業期間中など各中学校が設定した期間内の授業時間外に、生徒が直接美術館を訪れ、自主的に鑑賞していただきます。ただし、教育課程に位置づけ、クラス単位などで鑑賞することも可能となっております。

7の事前説明ですが、鑑賞教室を実施する前に、各小学校の図画工作専任教諭に美術館においていただき、事前指導や当日の内容・手順について毎回打合せを行っております。中学

校につきましても、希望に応じて同様に実施しております。

最後に、令和2年度の本事業の実施結果については別表のとおりです。小学校では19校で実施し、計1,994名の児童が鑑賞しております。中学校の実施結果974名につきましては、美術展、美術館の受付に「鑑賞の手引き」を提出した数を参加者数として数えております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、残念ながら実施できなかった学校もありました。今年度につきましても、引き続き、感染症対策を十分に行った上で鑑賞教室を実施してまいります。以上でございます。

○教育長（酒井 泰君） 説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、報告・連絡の（8）について了承いたします。



#### ◎その他

○教育長（酒井 泰君） 続きまして、日程第6、その他ですが、何かございますか。

○委 員（日野佳昭君） オリンピック・パラリンピックについて質問します。

現在、新型コロナウイルス第4波は大変な流行で、子供たちへの感染をとっても心配しております。児童・生徒のオリンピック・パラリンピックホストタウンとしての交流事業及び聖火リレー、あるいはオリンピックでのボランティアへの参加状況について教えてください。

○統括指導主事（菅原尚志君） オリンピック・パラリンピックの取組ですが、感染症の状況等を踏まえながらにはなると思いますけれども、今現在、聖火リレー等準備は進めているところではございます。また、中学校を対象にしたボランティアにつきましても、昨年度の生徒につきましても大変残念な結果にはなったんですけど、これにつきましても今後、都からの設置等をもって取り組んでいきたいと考えております。

○委 員（日野佳昭君） 市としての考え方ではなくて、都の意向に沿うということですか。とてもこの状況でのボランティア、ただでさえ暑い中、児童・生徒たちがボランティアに参加するというのは、医者としては危険だと。交流事業も昨年度は多少できたと思いますが、これから3か月の間で交流事業をやるというのは、とても危険だと思いますので、責任を持って子供たちを交流事業、ボランティアに出すことは危険であると私は考えております。

○教育長（酒井 泰君） 今のご意見とご忠告を十分認識していただき、事務局で判断していただくことになるかなと思います。

○統括指導主事（菅原尚志君） 失礼いたしました。市の取組とまた東京都の取組とございまして、先ほど委員からありました聖火リレーについては市の取組になります。また、ボランティア活動やオリパラの観戦、学校観戦につきましても、都の取組になりまして、今後、都のほうから、これからどのような方向で進めていくのかというのは出てくるものと思っておりますが、今現在は、実施の可能性を探っている状況です。感染状況によっては規模を縮小することなどは考えておまして、担当課とも調整しておりますので、今委員からございましたけれども、十分に今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた上で、何より児童・生徒の安全を第一にということは、教育委員会としても考えております。ご意見ありがとうございます。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。



#### ◎教育長報告

○教育長（酒井 泰君） それでは、日程第7、教育長報告に移ります。

活動状況については、別紙の「令和3年第4回教育委員会定例会教育委員会活動報告書」のとおりでございます。

なお、この報告書は、令和3年3月20日から令和3年4月9日までの活動内容となっております。

ここに記載があるもの以外、1点付け加えさせていただこうと思いますが、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、新年度の学校の教育活動が円滑に実施できますよう、4月9日金曜日に開催されました定例校長会等を通じまして、日々の授業の実施上の留意事項を始め宿泊を伴う行事や校外学習の延期等につきまして、学校現場に混乱が起きないように速やかに通知を发出させていただきました。

今後とも、まん延防止等重点措置の適用に伴う対応につきましても、迅速かつ適切な指導ができるよう心掛けてまいりたいと思っております。以上でございます。



#### ◎教育委員報告

○教育長（酒井 泰君） 日程第8、教育委員報告に移ります。活動状況については、別紙のとおりでございます。

まず、日野委員、お願いします。

○委員（日野佳昭君） 今回は、学校教育研究所発行の研究事業令和2年No. 51について報告します。特集が「コロナ禍における学校教育の課題」でした。オンライン教育・オンライン授業について、5人の先生が執筆されております。

オンライン教育の実施は、個別に最適で効果的な学びが支援できるもので、学びに知見の共有や生成を可能とし、大きな効果が期待できるとのことです。不登校の児童・生徒が学習に参加しやすくなったという報告もあるそうです。家庭訪問することなく、いつでもつながるという安心感が、教師だけでなく児童・生徒や保護者の間にもあると述べています。

具体的に一つ挙げると、算数授業にAI型ドリルを使用しているところがあるそうです。児童が問題を解くと自動採点され、誤答の場合、どこが苦手か解析されます。そして、その児童が苦手を克服するための問題が自動出題されるそうです。技能を向上するために、個別最適化の学習ができるそうです。

一方、デメリットとして児童・生徒の集中力が続かない、教師からの一方的な指導にとどまるといったことも指摘されています。また、コミュニケーションが取りにくい、学校での経験から他者とのつながり、協働することの有用性を得ることが難しいとのこと。

現在、新型コロナウイルス感染症の第4波が深刻な状況になっております。変異株は小児にも感染しやすいとの情報です。小中学校でのクラスターも散見するようです。府中市でもコロナの患者さんは急増しております。今後、学級閉鎖も想定しなければなりません。また、濃

厚接触者として2週間の自宅隔離を余儀なくされる場合もあります。オンライン授業のメリット、デメリットを考慮しつつ、すぐに開始できるよう実施に向けて積極的に整備していくことが求められていると考えております。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。

それでは、平原委員、お願いいたします。

○委員（平原 保君） 新年度を迎え、子供たちが入学、進級の喜びと希望に胸を膨らませ学校生活をスタートしていることと拝察します。今年度も感染症対策と児童・生徒の学びの保障の両立という大きな課題に取り組むこととなります。子供たちが安全で安心して学べる環境を整え、充実した学校生活を過ごせるよう尽力をしていきたいと考えています。

また、GIGAスクール構想が急進的に実現しつつあり、一人1台端末の環境が整えられてきました。今年度府中市では、教員がICTを活用した授業の充実・改善を図れるよう、研修等の予算措置もされています。児童・生徒や学校との実態に応じて学習ツールの一つとして、ICTを積極的に活用した授業づくりが進展されていくことに期待が高まります。

昨年度、感染症対策のため、私は教育委員として学校へ足を運ぶ機会も制限せざるを得ませんでした。今年度は教育委員会訪問や小中連携の日、学校公開日等において、各学校の先生方が創意工夫された授業実践や児童・生徒が意欲的に学んでいる姿を参観できる機会が、少しずつ増えていくことを祈念しております。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございます。

新島委員、お願いいたします。

○委員（新島 香君） 3月24日に青少年問題協議会に出席してまいりました。昨年度2回目の会議となりましたけれども、コロナ禍で生活環境が大きく変わったことで、学校生活は落ち着いていても、家庭内での虐待相談件数が増えていると児童相談所からも報告がありました。

子供たちが身近な大人に相談できたり、助けを求められる環境がとても大切だと感じましたが、PTAや地域の活動なども自粛が続いており、地域コミュニティの機能が活用できていない状況がこれ以上続くと、大人同士の疎通も希薄になってしまい、より孤立してしまうのではないかと感じています。

コロナ禍でも小さなグループで良いので、できる活動を工夫しながらやっていくなど、大人ができる環境づくりをしていかなければいけないと感じました。

卒業・卒園式、入学・入園式が無事に終わり、さあ新年度と思った途端に、本市でもまん延防止等重点措置が適用となり本当に残念な気持ちですけれども、昨年度を思えば4月から皆が健康に新年度を迎えられたことはよかったことと思います。

変異株がこれまで感染せずにこれた子供たちも感染確率が高いとのことなので、これまで以上に感染防止に努める必要がありますが、それぞれ新たな道が始まった今、前向きに日々の学びを止めずに学校生活が送れるよう、引き続き皆で協力していくほかないと本年度も気を引き締めていきたいと思えます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○教育長（酒井 泰君） 増淵委員、お願いいたします。

○委員（増淵達夫君） この間、私もいろいろ情報収集したりしたんですけれども、大き

く2点、お話ししたいと思います。

1つは、学校におけるICT活用について、他の教育委員会等取組の状況、そして本市での効果的な活用に向けての本活動実行に向けてということなんですけども、ここで2つ事例を紹介したいと思うんですが、1つは、ある自治体でタブレットパソコンがもっともっと活用できるようにということで、活用週間というのを設定しているという、そういった情報を得ました。

具体的にいろいろ聞いてきたんですけども、教育委員会が定める期間内、大体2か月の中で各学校が定める1週間をタブレットパソコン週間というふうに設定して、この期間中は全教員が1単位時間以上タブレットパソコンを活用した授業を必ず行うという縛りをかけるそうです。様々、得意な先生もいるし苦手な先生もいるので、この間はちゃんと使ってみようという、そういったことですね。

趣旨は、タブレットパソコンの活用促進と効果的な活用方法の普及、そして、こういったことを通した授業改善ということです。この取組を学校は教育委員会にその結果を報告して、教育委員会が活用授業例・指導略案集という形で冊子にして各学校に配っているんですけども、タブレットをより効果的に活用するにはどうしたらいいか、というためのちょっとした縛りと普及ということですが、面白い取組だなと思って見てきました。

それからもう一つが、定期考査の採点支援システムを導入しているということです。先ほどもちょっと何か話がありましたけれども、私が直接見たのは、定期試験の答案をスキャナーで読み込んで、各問ごとに先生方が採点できるようにパソコンの中に送り込むということです。ですので、通常は、1枚のA君の答案を1番からずっと採点していくわけですがけれども、大問1の間の1だけということを串刺して採点できるので、採点のずれも防止をできるということもありますし、何よりも各問ごとの正答率、集計ですとか、生徒ごとの回答傾向の分析ができるということで、先生方は一人一人の生徒の習得状況を把握して、指導の改善に生かすことができる。これまさに、ICTを活用する非常に大きなメリットじゃないかなというふうに思います。そういった指導上の効果とともに、試験問題の採点時間を半減したというデータがあって、これは何か使えるといいなと思いながら見てきましたので、ご報告したいと思います。

それから大きな2点目ですけども、これは先ほども触れましたけど、中学校で新学習指導要領が実施される年になりましたので、昨年度の小学校も含めて、各学校の取組とそれから課題のフォローが必要だろうなと思っています。

ここでも何回か主体的・対話的で深い学びの実現という言葉が出てくるのですが、では主体的・対話的で深い学びを実現する授業とはどういうのかというものかとか、カリキュラム・マネジメントとか、そのキーワードが飛び交うんですけども、では具体的にどういうものになるのかということが、今ひとつ一つはっきりしない部分があるんじゃないかと思っています。

ですので、キーワードに流されるのではなく、今回の指導要領の根底にある理念とか、そういったことを各学校がきちんと的確に踏まえることができるように、教務主任会や様々な教科の研究会ですとか、そういったところでの具体的なこ入れを進めながら、この趣旨が

きちんと実現できるような取組を進めていく必要があるのではと思いました。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ありがとうございました。

それでは、ここで定例会を中断いたします。恐れ入りますが、傍聴者及び説明員などの関係者以外はご退席をお願いいたします。

午後3時26分中断

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

午後3時27分再開

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◎いじめの重大事態に関する報告について

(非公開会議により非公開)

○教育長（酒井 泰君） それでは、これで令和3年第4回府中市教育委員会定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

午後3時46分閉会



以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証  
するため、ここに署名する。

令和3年9月9日

府中市教育委員会教育長

酒井 泰

府中市教育委員会委員

日野 佳昭